

登別市コミュニケーション支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市が行う登別市コミュニケーション支援事業（以下「コミュニケーション支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 コミュニケーション支援事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 手話通訳者を設置する事業
- (2) 手話通訳者を派遣する事業

(実施主体)

第3条 コミュニケーション支援事業の実施者は、登別市とする。ただし、市長は、当該事業の全部又は一部を適切に実施できると認めた法人等に対し、当該支援事業を委託することができる。

(派遣事業利用対象者)

第4条 第2条第2号に規定する事業（以下「派遣事業」という。）の利用対象者は、登別市に居住するもので、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障のある身体障害者及び登別市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）が必要と認めた者とする。

(派遣対象地域)

第5条 派遣事業の対象地域は、原則、北海道内とする。ただし、福祉事務所長が必要と認める場合は、この限りでない。

(申請)

第6条 派遣事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、登別市コミュニケーション支援事業利用申請書（別記様式第1号）により、派遣事業の利用を希望する日の1週間前までに申請しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定する申請があったときは、利用の要否決定を行うため、当該申請に係る者に面接等を行い、利用に関する意向、その心身の状況、環境その他福祉事務所長が定める事項について調査するものとする。

(利用要否決定)

第7条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果に基づき、派遣事業の利用の要否決

定を行うものとする。

- 2 福祉事務所長は、前項の要否決定を行ったときは、当該申請者に対し、登別市コミュニケーション支援事業利用決定通知書（別記様式第2号）又は登別市コミュニケーション支援事業利用却下通知書（別記様式第3号）により通知するものとする。

（手話通訳者の登録）

第8条 派遣事業における派遣通訳者は、次に掲げるものであって、市に登録された者とする。

- （1）手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規定（平成元年厚生省告示第108号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者
- （2）北海道が実施する手話通訳者養成研修修了者で、手話通訳者として登録された者又はこれと同等程度の能力を有すると北海道が認めた者

（利用者負担）

第9条 派遣事業の利用料は、無料とする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則（平成18年告示第175号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

（施行前の準備）

- 2 この告示を施行するために必要な第6条から第8条までの規定による利用決定の手續その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則（平成25年告示第50号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第62号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

登別市コミュニケーション支援事業利用申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

| | | |
|-----------|---|----------------------------|
| 申請者 | 住 所 | |
| | 氏 名 | フリガナ |
| | 連絡先 | 電 話 : メー ル : F A X : |
| 通 訊 日 時 | 月 日 (曜日) 時 分 ~ 月 日 (曜日) 予定通訳等時間 : 時間 分 | |
| 通 訊 場 所 | 住所 : 名称 : 電 話 : F A X : (担当者名 :) | |
| 対 象 障 害 者 | 氏 名 : 居住地 : 電 話 : F A X : メー ル : | |
| 通 訊 内 容 | | |

注1 「通訳内容」欄には、できるだけ具体的に記載してください。

2 「通訳場所」欄における（担当者名：）には、この申請の内容が分かる者の氏名を記載してください。

別記様式第2号（第7条関係）

登別市コミュニケーション支援事業利用決定通知書

登 第 号
年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日付で依頼のありましたコミュニケーション支援事業について、次のとおり利用決定したので通知します。

記

| 日 時 | 月 日 (曜日) | 時 分 ~ | 月 日 (曜日) |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 場 所 | 住所 名称 | | |
| 内 容 | | | |
| 派遣者名 | | | |
| 待 合 せ | 月 日 | 月 日 (曜日) | |
| | 時 間 | 午前・午後 時 分 | |
| | 場 所 | | |
| 備考 | | | |

連絡先：登別市役所

登別市中央町6丁目11番地

電話： FAX：

メールアドレス：

別記様式第3号（第7条関係）

登別市コミュニケーション支援事業利用却下通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日申請のありました登別市コミュニケーション支援事業の利用について、次の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定について不服のある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、登別市長に対し審査請求をすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に登別市を被告として（訴訟において登別市を代表する者は登別市長となります。）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときを除く。）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1）審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先 登別市
住 所 登別市中央町6丁目11番地
電 話